

(案)

※本実施要領は令和3年度予算成立前のものであり、
今後変更される可能性があります。

外国人介護人材相談支援事業実施要領

1 目的

外国人介護人材に対して介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材相談支援事業実施団体公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材相談支援等に必要な内容とする。

(1) 相談支援等の実施

ア 相談支援の実施

事業実施団体は、外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備すること。具体的には、電話・メール・SNS等により、外国人介護人材からの相談に対して適切に助言及び情報提供等を行うこと。また、必要に応じて対面による相談支援を実施すること。

本事業の相談支援対象となる「外国人介護人材」は、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生（介護福祉士養成施設の在校生のほか卒業生を含む）、在留資格「介護」により入国している者、介護職種における技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人など日本国内の介護施設等で就労（予定を含む）している外国人介護職員を想定している。このほか、外国人介護人材の受入施設等からの相談に対しても柔軟に対応すること。

また、相談事例と当該事例への対応結果を一覧に整理するほか、外国人介護人材等が抱える課題の解決に資する有益な情報については、SNSやホームページ等を活用しながら、できる限り関係者が広く閲覧できるようにする

(案)

こと。

効果的な相談支援を実施するため、相談支援の実施にあたっては、日本語の専門家、国内労働法規等に精通した者、介護分野の学習面・就職等の指導に適した者等を配置するとともに、できる限り多言語対応に配慮した体制とすること。

なお、相談支援の実施を通じて、相談者の属性や相談内容について集約・分析を行いその実態を把握・整理すること。

イ 外国人介護人材向け交流会の開催

外国人介護人材を主な対象にした交流会を開催すること（集合形式による交流会を全国7～8箇所程度、オンラインによる交流会を合計4～5回程度）。

交流会の開催にあたっては、外国人介護人材同士の交流機会の提供をはじめ、外国人介護人材の介護業務に関する就労上の悩み、日常生活上、社会生活上の悩みに関する相談を受け付けるほか、外国人介護人材に対して有益な情報を提供することなど、その地域において円滑な就労・定着に資する内容を盛り込むものとする。

なお、集合形式による交流会の実施の可否等については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）と協議の上、決定すること。また、オンラインによる交流会については、集合形式による交流会への参加等、他の外国人介護人材とのつながりを深めるためのきっかけづくりとなるよう、実施方法等について工夫を図ること。

交流会の開催に関する周知・広報のために作成する資料は、日本語のほか、交流会参加者の日本語能力を勘案し必要と考えられる言語に翻訳すること。

(2) 介護分野の特定技能に関する業務支援等の実施

ア 介護分野の特定技能に関する説明会の開催

特定技能外国人の受入予定施設及び受入施設等を対象にした説明会を開催すること。なお、実施方法については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、オンライン配信による実施を基本として検討を行い、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。また、実施内容については、特定技能外国人の受入事例や課題を盛り込むなど、受入を具体的に検討するためのきっかけとなるよう工夫を図ること。

イ 特定技能協議会等の開催に係る事務局業務

(案)

「介護分野における特定技能協議会設置要綱」第8条に基づき、介護分野における特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野における特定技能協議会」及びその運営委員会（以下「協議会等」という。）に係る事務局業務を行うこと。

具体的には、協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理等の業務支援を行うこと。

ウ 巡回訪問の実施

介護分野の1号特定技能外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）の受入施設等に対して巡回訪問を実施する。具体的には、巡回訪問により、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該受入施設における当該外国人に対する支援の状況等についての情報を収集することや、巡回訪問先の関係者から意見を聴取するとともに、それらの結果を踏まえて、必要に応じて助言等を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、受入施設等への訪問による巡回訪問が困難である場合が考えられることから、オンライン形式等での実施についても検討しておくこと。具体的な実施方法や情報収集の内容については、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。

巡回訪問を開始するにあたり、訪問先や訪問時の取組内容等を記載した巡回訪問実施計画を作成すること。また、巡回訪問の結果をとりまとめ、当該外国人の受入れにあたっての実態や課題等を整理した報告書を作成すること。

(3) その他必要な取組

上記(1)及び(2)の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の

(案)

範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。